



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 27 日 (金)  
第 7 9 0 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (638) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (639) (〃) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (640~642) (森林保全課) . . . . . 2
	森林病虫害の駆除命令 (643) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (644) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) . . . . . 6
	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 11
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (治山砂防課) . . . . . 12
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (〃) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第 638 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団竹内内科医院	鳥取市本町五丁目202	平成19年7月1日
メンタルケア&カウンセリングはまぎきクリニック	米子市安倍48-1	〃
たなか内科クリニック	米子市浦津222-17	〃

## 鳥取県告示第 639 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
石井内科医院	鳥取市布勢332-4	平成19年6月12日
竹内内科医院	鳥取市本町五丁目202	平成19年6月30日
たなか内科クリニック	米子市浦津222-17	〃

## 鳥取県告示第 640 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町南字向山大鳴513の1から513の3まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 641 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町島字大鳴474から476まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 642 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字宮市字下寺谷224、大字久連字戸ノ空ノ下モ113、字竹ノ上ノ一320の1、320の2、335、字丸ヶ谷337、字田ノ平上ミ377、字継岩向714の1、大字下蚊屋字背戸ノ谷372の5、372の8(次の図に示す部分に限る。)、372の11、373の2、373の3(次の図に示す部分に限る。)、373の6、374の10、374の11、大字柿原字下屋敷378、380、字宮ノ向698の2、字向貝市755の2、字カエナ貝市1797、1798、1801、1803、1807、1808の1、大字吉原字鷹ノ子755の1、字越堂984、字中比良2024の2、2025の2、2026の2、2038の2、大字洲河崎字上エノ山1048、1049の1、1050の1、1050の10、1050の11、大字武庫字三谷山1837の3、1837の28、字後口谷上ミ平ラ1876の1、1876の2、字家ノ空1878、大字俣野字鉄穴平後口2565の1、2566の

1

## (2) 保安林として指定された目的

## 土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字久連字戸ノ空ノ下モ113、字竹ノ上ノ一320の1・320の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、335、字丸ヶ谷337、字田ノ平上ミ377（次の図に示す部分に限る。）、大字柿原字下屋敷378、380、字カエナ貝市1797、1798、1801、1803、1807、1808の1、大字洲河崎字上エノ山1048・1050の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1050の10、1050の11、大字武庫字後口谷上ミ平ラ1876の1、1876の2、字家ノ空1878

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字寺山ノ下モ613

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 643 号**

森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

米子市並びに西伯郡大山町、南部町及び伯耆町の各一部（別紙のとおりとする。)

## (2) 期間

平成 19 年 9 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

## 2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 644 号**

森林病害虫等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町の各一部(別紙のとおりとする。)

## (2) 期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 15 日まで

## 2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを 6 ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15 ミリメートル)以下とすること。

(3) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

# 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 6 日付鳥取県告示第 579 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前田 清計	倉吉市岩倉字笹ヶ谷 985 の 3
米原 巻美	〃
栗原 熊蔵	〃
栗原 亦蔵	〃
土平信太郎	〃
足立 梅吉	〃
足立源治郎	〃
柏木 竜三	〃
松浦 多蔵	〃
松浦 源吉	〃
北 玉市	〃
坂上 正雄	〃
坂上 信一	〃
藤原 稔	〃
藤原清太郎	〃
野広 太蔵	〃
山田 堯明	〃
山田 周蔵	〃
山田 秀蔵	〃
山田千代蔵	〃

山田 幸吉	〃
山田 こと	〃
山下 なつ	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

水谷 弥平	倉吉市円谷町字宮ノ谷 387
-------	----------------

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 7 月 6 日付鳥取県告示第 580 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡崎 仙治	東伯郡三朝町大字三朝字湯谷西 250
原口 節子	東伯郡三朝町大字三朝字湯谷西 256

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年7月6日付鳥取県告示第581号)の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 405
北岡 啓蔵	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 406
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 410
稲葉久太郎	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 413
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 414
〃	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 416



〃	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 417
〃	東伯郡三朝町大字片柴字小夏根 418

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字家ノ上 1465
〃	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1572
野見 芳信	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1576
〃	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1577
〃	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1578
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1579
山本善太郎	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1581
稲葉久太郎	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1582
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字小栗谷 1583

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 6 日付鳥取県告示第 582 号）の内容  
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

徳丸 善七	東伯郡三朝町大字坂本字丸尾 476
能見芳三郎	〃
能見 万吉	〃
田口 嘉吉	〃
相見 仲蔵	〃
相見 清七	〃
長安造酒蔵	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

北岡 和子	東伯郡三朝町大字余戸字寺谷 280
相見 清七	東伯郡三朝町大字坂本字葛野 460 の 2
長安造酒蔵	〃
安藤 勘六	〃
相見和三郎	〃
相見松次郎	〃
長安 惣吉	〃

鳥越孫三郎	〃
福安 藤蔵	〃
福安 鹿吉	〃
入江 喜八	〃
入江源十郎	〃
入江元三郎	〃
入江元四郎	〃
入江 岩吉	〃
能見千三郎	〃
能見 嘉平	〃
長安宇三郎	東伯郡三朝町大字坂本字坪谷 909
長安友五郎	東伯郡三朝町大字坂本字逸散原 1187

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

## 1 期日

平成 19 年 8 月 6 日（月）午前 11 時

## 2 場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁議会棟 2 階 執行部控室

## 3 件名

鳥取都市計画道路事業 3・4・8 号宮下十六本松線及び 3・5・3 号美萩野覚寺線

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成19年7月27日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
白山建材有限会社 代表取締役 山根 清道	倉吉市蔵内 320-1	倉吉市関金町山口字山白水 1163-31外9筆 (85,977平方メートル)	風化花崗岩（真砂土） (304,739立方メートル)	平成19年4月17日から平成22年4月16日まで	平成19年4月17日
有限会社藤原建材 代表取締役 藤原 偉久男	米子市目久美町130-3	西伯郡南部町御内谷字ガアノ尾 377-8外7筆 (7,648平方メートル)	風化花崗岩 (35,504立方メートル)	平成19年4月28日から平成22年4月27日まで	平成19年4月25日
株式会社名大組 代表取締役 大河原 行省	鳥取市宮長 128-8	鳥取市長谷字猿ヶ瀬773-1外7筆 (132,249平方メートル)	安山岩 (218,800立方メートル)	平成19年5月14日から平成22年5月13日まで	平成19年5月14日
吾妻産業有限会社 代表取締役 足立 収	岩美郡岩美町大字新井555-1	鳥取市福部町高江字岡ノ谷362-1外5筆 (1,297.41平方メートル)	真砂土 (3,935.76立方メートル)	平成19年5月15日から同年11月14日まで	平成19年5月15日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成19年7月27日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採石場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	

大橋産業有 限会社 代表取締役 大橋 幸夫	米子市上 福原六丁 目9-16	西伯郡伯耆町 三部字向山ノ 二 914-1 外 25 筆  (72,812平方 メートル)	平成18年7 月6日から 平成23年3 月21日まで	採石場の 区域	掘削区域の 面積	掘削区域の 面積	平成19年 5月25日
				採取をす る岩石の 数量	263,570立方 メートル (474,426ト ン)	231,290立方 メートル (416,322ト ン)	
				廃土又は 廃石の堆 積方法	堆積場の面 積	堆積場の面 積	
				3,200平方メ ートル	4,600平方メ ートル		

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成19年7月27日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる 事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所 在地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	認可の期間	
有限会社パイ プフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字砂 浜2259-37外2 筆（12,253.60平 方メートル）	砂（13,926.35 立方メートル）	平成19年4月6日 から平成20年9月 30日まで	平成19年4月6 日
有限会社コウ メイ 代表取締役 岡本 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市湖山町北 四丁目344-1 の一部、345-1 の一部、349-1 （3,572.64平方 メートル）	砂（12,406.04 立方メートル）	平成19年4月13日 から平成20年4月 12日まで	平成19年4月13 日
有限会社西山 工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-3	米子市富益町字 新開13-226- 4外12筆（6,263 平方メートル）	砂（22,340立方 メートル）	平成19年4月26日 から平成20年4月 25日まで	平成19年4月26 日
株式会社大祐 建設 代表取締役 新家 和憲	鳥取市湖山町 北四丁目317 -1	鳥取市賀露町西 一丁目2959 （1,909平方メ ートル）	砂（4,553立方 メートル）	平成19年6月28日 から平成20年6月 27日まで	平成19年6月28 日

有限会社コウ メイ 代表取締役 岡本 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市賀露町南 五丁目2369-3、 2370 (3,275.5平 方メートル)	砂 (10,688.65 立方メートル)	平成19年6月28日 から平成20年6月 27日まで	平成19年6月28 日
--------------------------------	-------------------	---	-------------------------	----------------------------------	----------------

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成19年7月27日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称 及び代表者 の氏名）	住所（主た る事務所 の所在地）	砂利採取場 の所在地及 び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
有限会社相 互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖 山町北三 丁目468	鳥取市伏野 字塚松2517 外1筆 (3,286.48 平方メー トル)	平成18年4 月28日から 平成19年9 月30日まで	認可の期 間	平成18年4 月28日から 平成19年4 月27日まで	平成18年4 月28日から 平成19年9 月30日まで	平成19年 5月28日